

○観音埼礼砲台の礼砲実施要領について（通達）

昭和40年3月30日

海幕総第1747号

海上幕僚長から横須賀地方総監あて

観音埼礼砲台の礼砲実施要領について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

記

1 礼砲

- (1) 当該国軍艦からの日本国旗に対する21発の礼砲終了後、当該国国旗に対し同数の答砲を行なう。
- (2) 当該国軍艦からの横須賀地方総監の旗章に対する礼砲（横須賀地方総監が海将である場合15発）終了後当該国軍艦の指揮官の旗章に対し同数の答砲を行なう。
- (3) 答砲の毎発の間隔は、5秒時を標準とする。

2 旗章及び敬礼

- (1) 答砲を実施する間、当該国軍艦旗を砲台における最高マストの最上部に掲揚する。
この場合において、当該国軍艦旗は答砲の開始と同時にマストの最上部においてこれを開き、終了と同時にこれを降下するものとする。
- (2) 礼砲実施中、常時日本国旗を掲揚しておくものとする。
- (3) 横須賀地方総監部に掲げる横須賀地方総監の旗章は、礼砲実施中、礼砲台の適宜の位置に移揚するものとする。
- (4) 礼砲を受ける場合及び答砲を行なう場合は、その間礼砲台にある幹部自衛官は挙手の敬礼を、その他の者は姿勢を正す敬礼を行なう。

3 その他

実施の細部については、横須賀地方総監の定めるところによる。